

(参 考)

請 願 ・ 陳 情 文 書 表

(請 願)

請願第4号

D V根絶のための予防啓発教育の実施に関する請願(その1)(採択)

(請願の趣旨)

当NPO法人ウィメンズネット青森は、2002年発足以降10年以上にわたりDV被害者支援の活動を行ってきた。その中でDVを根絶するためには、若い世代に対する早い時期からの予防啓発教育が重要であることを痛感している。

DV被害者に対する手厚い支援が必要であるのは言うまでもないが、次代を担う若者たちが、性別にかかわらず自分も相手も大切にし、互いを対等なパートナーとして認め合い尊重し合う意識と態度を身につけることが、DVを防止し根絶するための最も有効で現実的な方策ではないかと考える。

国(内閣府)においては、男女共同参画基本計画(第2次)及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針の中で、若年層への予防啓発教育の重要性を指摘している。そして男女の対等なパートナーシップや暴力を伴わない人間関係の構築を目指す予防啓発プログラムの開発を進め、活用を促している。

県や市においても、行政や民間団体が協働してデートDVの予防啓発に取り組んでおり、全国各地の中学、高校、大学などでさまざまなDV予防啓発プログラムが実施されている。

青森県では、2005年度から県内の中学校や高校において、ハートフルセミナーの名称で、将来DVの被害者にも加害者にもならないことを目指して、自分も相手も大切にし、暴力によらないコミュニケーションを学ぶ講座を実施している。当NPO法人では、県からの委託を受け、講師として講座の実施に携わってきた。

デートDVの予防啓発の開始時期と方法については、若者たちが親密な関係を持ち始めるころもしくはそれ以前の異性に興味、関心を持ち始める中学生ころから、全員が参加する学校教育の場で行われることが望ましいとされている。

青森市では、2012年10月に策定された青森市男女共同参画プランの第5章において、主な取り組みの中に、人権尊重理念の理解促進及び女性に対する暴力の予防啓発の推進が挙げられている。それらにかかわる具体的な施策(事業)として、青森市内の全ての中学生に対して、デートDV予防啓発教育を実施するよう要望する次第である。

さらに、生徒だけでなく日々生徒を指導し見守る立場にある教諭及び養護教諭の方々に対するデートDVに関する研修も必要である。デートDVについて正しく理解してもらい、学校内で生徒を対象にした講座を開催したり、生徒たちの相談に応じてもらうことにより、より一層予防効果が期待できると考える。

なお、高校生に対するデートDV予防啓発教育の実施並びに高等学校教諭及び養護教諭に対する研修については、別途県議会に対して請願する予定であることを申し添える。

(請願事項)

青森市内の中学校に在籍する生徒に対して、デートDV予防啓発教育を実施すること。

平成25年 8月29日

請 願 者 青森市新町一丁目 13 - 7 和田ビル 2 F
NPO法人あおもりNPOサポートセンター内
NPO法人ウィメンズネット青森
理事長 鹿内 文子
紹介議員 仲谷 良子
小豆畑 緑
竹山 美虎

請願第 5 号

DV根絶のための予防啓発教育の実施に関する請願（その2）（採択）

（請願の趣旨）

当NPO法人ウィメンズネット青森は、2002年発足以降10年以上にわたりDV被害者支援の活動を行ってきた。その中でDVを根絶するためには、若い世代に対する早い時期からの予防啓発教育が重要であることを痛感している。

DV被害者に対する手厚い支援が必要であるのは言うまでもないが、次代を担う若者たちが、性別にかかわらず自分も相手も大切にし、互いを対等なパートナーとして認め合い尊重し合う意識と態度を身につけることが、DVを防止し根絶するための最も有効で現実的な方策ではないかと考える。

国（内閣府）においては、男女共同参画基本計画（第2次）及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針の中で、若年層への予防啓発教育の重要性を指摘している。そして男女の対等なパートナーシップや暴力を伴わない人間関係の構築を目指す予防啓発プログラムの開発を進め、活用を促している。

県や市においても、行政や民間団体が協働してデートDVの予防啓発に取り組んでおり、全国各地の中学、高校、大学などでさまざまなDV予防啓発プログラムが実施されている。

青森県では、2005年度から県内の中学校や高校において、ハートフルセミナーの名称で、将来DVの被害者にも加害者にもならないことを目指して、自分も相手も大切にし、暴力によらないコミュニケーションを学ぶ講座を実施している。当NPO法人では、県からの委託を受け、講師として講座の実施に携わってきた。

デートDVの予防啓発の開始時期と方法については、若者たちが親密な関係を持ち始めるころもしくはそれ以前の異性に興味、関心を持ち始める中学生ころから、全員が参加する学校教育の場で行われることが望ましいとされている。

青森市では、2012年10月に策定された青森市男女共同参画プランの第5章において、主な取り組みの中に、人権尊重理念の理解促進及び女性に対する暴力の予防啓発の推進が挙げられている。それらにかかわる具体的な施策（事業）として、青森市内の全ての中学生に対して、デートDV予防啓発教育を実施するよう要望する次第である。

さらに、生徒だけでなく日々生徒を指導し見守る立場にある教諭及び養護教諭の方々に対するデートDVに関する研修も必要である。デートDVについて正しく理解してもらい、学校内で生徒を対象にした講座を開催したり、生徒たちの相談に応じてもらうことにより、より一層予防効果が期待できると考える。

なお、高校生に対するデートDV予防啓発教育の実施並びに高等学校教諭及び養護教諭に対する研修については、別途県議会に対して請願する予定であることを申し添える。

(請願事項)

青森市内の中学校に勤務する教諭及び養護教諭に対して、デートDVに関する研修を実施すること。

平成25年8月29日

請願者 青森市新町一丁目13-7和田ビル2F
NPO法人あおもりNPOサポートセンター内
NPO法人ウィメンズネット青森
理事長 鹿内 文子

紹介議員 仲谷 良子
小豆畑 緑
竹山 美虎

(陳情)

陳情第19号

下水道使用料値下げに関する陳情(不採択)

(陳情の趣旨)

1. 青森市の下水道使用料は、水道料金に比例する水道料金比例制(水道料金の6割)を採用していた。
2. 平成2年度に初めて累進使用料制を採用し、その後4年ごとに改正をしてきたが、現行使用料は11年間見直しをせずに現在に至っている。
3. 本来は平成18年度に見直しをするべきであったが、地方公営企業法適用問題 浪岡町との合併協定の一市二制度問題から、平成18年度には使用料見直しは行われなかった。
4. しかし、平成18年2月には地方公営企業法の適用を見送ったこと、また、事務方で下水道使用料の一市二制度継続の理由はないとの見解を整理したことから、使用料見直しを阻む理由はなくなったが、鹿内市長は改正を見送った。もっとも、最近では「見直しをすれば値上げになるので、改正を見送った」との向きのことを言っておられる。
5. 市は平成25年6月12日開催の民生環境常任委員会以降も下水道の収支の公表を拒否し、委員会での環境部長の説明、配付資料に係る質問にもきちんと答えない。配付資料の中で最も大事な「資本費(公債費)の雨水・汚水配分割合」と「公債費(公費負担可能)の考え方」に係る行政文書開示請求は開示を拒否された。平成14年度改正時の市の方針、国のルールに従えば青森市の下水道収支が黒字であったことは確実である。値下げは可能である。市がここまで情報を秘匿するのは、議会の承認を得ることなく財政課、下水道総務課等の職員が独断で下水道使用料算定の考え方を変更し下水道事業特別会計への繰出金を操作してきたこと、ずさんな下水道使用料の債権管理で多額の不納欠損を出していること等々が白日の下にさらされるのをおそれているからではないかと思う。
6. 一市民である陳情者には何の権限もなく、情報を秘匿されるとなすすべもない。市は消費増税絡みで下水道使用料の値上げを考えているが、現状でも実態説明が困難なのに、これに消費税が絡む

とまったく大変である。その前に、何とぞ議会の権限を行使して、下水道使用料の実態調査を命じていただきたい。今まで黒字であったことがわかるはずである。

7. 上記のとおり改正見送りの理由が解消され、かつ下水道の収支が黒字なのであるから、鹿内市長は下水道使用料を値下げすべきである。

(陳情事項)

青森市下水道条例を改正し、下水道使用料の額を値下げすること。

平成 25 年 8 月 30 日

陳 情 者 青森市桜川四丁目 8 2
三国谷 清一

陳情第20号

市役所幹部職員の綱紀肅正に関する陳情(不採択)

(陳情の趣旨)

1. 青森市役所内には課長級職員の親睦会である青森市役所木曜会(以下「木曜会」という)と部長級・次長級職員の親睦会である青森市役所部長会(以下「部長会」という)がある。なお、部長会の会員名簿には、市長、副市長、区長、企業局長、教育長及び代表監査委員の6名の特別職が記載されている。
2. 木曜会の会費は月額 1000 円、部長会の会費は月額 3000 円である。
3. 木曜会の会費は給料日に各部等で取りまとめ、納入票と一緒に審査課に持参することとされている。
4. 部長会の会費については各部等で取りまとめ、納入票と一緒に総務部総務課まで届けることとされている。
5. 陳情者において、木曜会、部長会の会費を各部で取りまとめる者、会費を納入票と一緒に受け取る者から実情を聞き取りすることはかなわなかったが、各部各課の庶務的事務を担当する職員が、給料日の勤務時間内に、課長級職員等から会費を徴収し、それを納入票と一緒に審査課、総務部総務課に届けているものと思われるが、もしそうであれば各部各課の庶務的事務を担当する職員は地方公務員法第 35 条(職務に専念する義務)に違反していることになる。また、もし、給料日の勤務時間内に、会員である課長級職員等の誰かが会員から会費を徴収し、それを会員の誰かに届けたとしても地方公務員法第 35 条(職務に専念する義務)違反である。
6. 木曜会、部長会の事務連絡は勤務時間内に青森市役所の電子システムを使用して行われており、木曜会、部長会の名簿は紙にプリントされている。その紙は市役所のものであると思われる。木曜会、部長会は市役所幹部職員の親睦会ではあるが私的団体であり、市役所のものを私的な目的に使うことは許されない。青森市では情報開示を求めると、例外なくどんなものでも 1 枚 10 円のコピー代を取られる。
7. 市民が何を言っても市役所のガードはかたく、「承っておきます」で終わりである。鹿内市長に請願・お願いしても、鹿内市長がごらんになっているのかどうか分からないが、何も変わらない。何とぞ、議会の権限で青森市役所の綱紀肅正を図っていただきたい。

(陳情事項)

青森市役所幹部職員の綱紀肅正を図ること。

平成 25 年 8 月 30 日

陳 情 者 青森市桜川四丁目 8 2
三国谷 清一

陳情第21号

公正適切な情報公開を求める陳情(不採択)

(陳情の趣旨)

1. 鹿内市長は青森市新総合計画の中で「市民が参加する会議などの機会や、市の広報媒体を活用するなど、政策や方針などについて、意思形成過程からの積極的な情報提供・情報公開を行います。」
「公文書などについて、法や条例などの関係規定に基づいた、公正かつ適切な情報開示を行います。」と書いているが、実態はまるきり逆である。
2. 実態がまるきり逆な事例
 - (1) 下水道使用料に関連して、下水道総務課及び財政課に平成 24 年度、平成 25 年度の当初予算要求資料等の開示請求をしたが審議検討情報との理由で不開示。市議会で議決された後であれば公開してしかるべきである。一律不開示は違法不当である。
 - (2) 企画財政部長が保有する下水道使用料に係る青森市の繰り出し基準、環境部との協議記録の開示を財政課に請求したところ開示されたのはインターネットで公表されている総務省の平成 24 年度、平成 25 年度の繰り出しに関する通知の写しのみであった。あり得ないことである。
 - (3) 総務部管財課に対し、平成 25 年 5 月 28 日に平成 23 年度の「議案原議」「公有財産関係」等 12 件についての開示請求したところ、1 件は期限内に一部開示、5 件は不存在、1 件は 42 日目に一部開示、残り 5 件は平成 28 年 2 月 2 日まで期間延長された。開示準備に 2 年 8 カ月かかるとはとても信じられない。
 - (4) 一事が万事このような調子である。黒塗りされた行政文書や、超長期の期間延長通知書を見ると、鹿内市長が標榜している政策との落差に絶望を覚える。
3. また、平成 23 年度に発生した市民生活部員の公金不適正事務取り扱いに係る報告書は、報告の相手は青森市長で、報告者は市民生活部長であることがわかるだけであとは延々と黒塗りの紙が続くだけであった。職員処分に関しては、市議会に提供される情報と市政記者会に提供される情報は同程度のものとのこと。一般市民に対しては全部黒塗りでも仕方ないのかもしれないが、市民の代表である市議会に対してはもっと詳しい情報を提供するべきである。市役所職員の処分については市議会に諮って意見を求めるか、職員懲戒等審査委員会に市議会議員にオブザーバーとして出席してもらうことくらいは必要である。市職員だけで情報を独占すると、市民の不審を買う。市議会の積極的な行動を望む。

(陳情事項)

市職員による情報独占をやめさせ、情報公開条例の適正な運用を行うこと。

平成 25 年 8 月 30 日

陳 情 者 青森市桜川四丁目 8 2

